

令和5年度 高所作業車運転技能講習

【2日間コース】

佐賀労働局長登録1-11
有効期間満了日 令和6年3月30日

高所作業車の運転については、作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転の運転業務につかせる場合は、労働安全衛生法第61条により高所作業車運転技能講習の修了者でなければ就業できません。

- ① 講習日 申込書のとおり
② 講習会場 当協会講習場（佐賀県小城市三日月町堀江1721）
- 定員 各20名（定員になり次第締め切ります。但し5名に達しない時は中止する場合があります。）
- 受講要件は次の資格を持っている方です。

- ① 移動式クレーン運転士免許所持者又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- ② 建設業法施行令（昭和31年政令第273号第27条の3）に規定する建設機械施工技術検定に合格した者
- ③ 自動車運転免許（道路交通法「昭和35年法律第105号第84条第3項」の大型特殊・普通・準中型・中型・大型）の何れかの所持者
- ④ フォークリフト、ショベルローダー等、不整地運搬車、車両系建設機械《整地・運搬・積込み用及び掘削用・基礎工事用・解体用》の運転技能講習の何れかの修了者

4 講習科目・時間・受講料（×印は免除科目 ○印は受講科目）

| 講習科目 | 講習時間 | 受講の資格要件（前記3） | | 日程 | 時間 |
|--------------------------|---------------------|--------------|---------|---------|-------|
| | | ①該当者 | ②③④該当者 | | |
| 作業に関する装置の構造及び扱いの方法に関する知識 | 5 | ○ | ○ | 1 日目 | 9：00 |
| 関係法令 | 1 | ○ | ○ | | 5 |
| 運転に必要な一般的な事項に関する知識 | 2 | × | ○ | | 18：10 |
| 修了試験（学科） | 1 | ○ | ○ | 2 日目 | 9：00 |
| 作業のための装置の操作（実技） | 6 | ○ | ○ | | 5 |
| 修了試験（実技） | 0.5 | ○ | ○ | | 17：45 |
| 受講料 | 会 員（テキスト等代金は無料） | 31,900円 | 33,550円 | ※金額は税込 | |
| | 一 般（テキスト等代2,200円含む） | 34,100円 | 35,750円 | | |

※科目の入替により、時間は変更する場合があります。

5 申込方法 次頁の申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 免許証、修了証等の写し

- (1) 持参の場合は、当協会窓口で「申込に必要なもの」一式を持参してください。
- (2) 郵送の場合は、現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。

〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会

- (3) 振込の場合は、「申込に必要なもの」(②以外)一式をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。
前記③は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送していただく場合があります。

【振込口座】 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社)佐賀県労働基準協会

当協会ホームページの から申し込み書を送付出来ます。

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbiq.jp

佐賀県労働基準協会

検索



6 注意事項

- (1) 入金確認後の受付となり、先にFAX等で申込書を送付いただいた場合は仮受付となります。
- (2) 受付後に、いただいた申込書に受講番号を付し受講票とし、地図、用意する物等の注意事項とともにお送りします。
- (3) テキストは初日に配布します。
- (4) 当日の申し込みは受理いたしません。